

こんにちは！ 地域包括支援センターです

～住み慣れた地域・家庭で過ごすために～

在宅介護や医療、看護に関する情報をペンリレー形式でお知らせいたします。

私たち「NPO法人介護屋きわみ」は当たり前のことを当たり前に行うことにより「ご利用者」「ご家族」が住み慣れた地域・家庭で「安心・やすらぎ・親しみ」を感じていただけるサービス提供を実施し、介護福祉、社会福祉に寄与することを基本理念としています。平成18年4月より南部町内船に介護屋きわみなんぶ居宅介護支援事業所（南部町内船4667-1）を開設し7年目となります。

現在の介護保険制度が始まる前は町が在宅サービスを利用する人やサービス内容を決定する措置制度でした。高齢化が進み介護を必要とする人の増加により、社会全体で介護していく介護保険制度に変わり12年が過ぎました。この制度によりできた資格がケアマネジャー（介護支援専門員）です。まれに「ヘルパーの親方」といわれる方もいますが、ケアマネジャーという言葉も浸透されてきていると思います。ケアマネジャーの仕事は介護保険サービスの利用を希望申請後、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けた方を35名まで受け持ちます。介護を必要とする方の状態に合わせてサービスが利用できるように相談しながらサービス計画書を作り、サービス提供事業所（デイサービス・ヘルパー・福祉用具貸与・訪問入浴・訪問看護・短期入所）との連絡調整を行います。

昔は、年老いても住み慣れた地域や自宅で生活をし、家で看取ることができた。社会の発展により、人の役割や役目が少なくなり、価値観も変わり、社会全体の構造・環境の変化により「できない社会」となってしまったと思います。現在の少子高齢社会の核家族、世帯人員の減少による家族介護力の低下、地域・住民間のかかわりやつながりが希薄になっていく社会では、介護保険制度だけで補うことは困難な状況となっています。もう一度家族・地域の役割を考え、つながりを強める必要があると日々の業務で強く感じています。

こんにちは保健師です

若い方の介護保険申請に関連して…

介護保険の申請の理由は認知症の症状が出てきたり足腰の弱りで生活に支障が出てきたりと様々ですが、今回は若い方の介護保険申請に着目した研究をご紹介します。峡南地域の40～74歳で介護保険の新規申請をした方の分析をしたところ、

①申請した原因は循環器の病気、特に重症者は脳血管疾患が多くその約半数を60歳代が占める

②申請者のうち申請前5年間に基本健診を受けていた方はわずか5.8%、5年連続して受診していた方はだれもないという結果が出たそうです。

40～60歳代は仕事等で大変忙しい世代ですが、退職してからは遅いです！自分の健康状態に関心を持ち、自覚症状がなくても1年に1回は健診を受けましょう。また、異常があった場合必ず精密検査や治療を受けましょう。

福祉保健課 健康増進係 ☎64-4836

引用 「K保健所管内、新規介護認定者における介護予防の検討」より



山梨県からのお知らせ

森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入します

～平成 24 年 4 月 1 日からスタート～

目 的

森林には、災害の防止、水源のかん養等の多くの公益的機能があります。山梨県では、この重要な役割を果たす森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、平成 24 年 4 月 1 日から森林環境税（県民税均等割の超過課税）を導入します。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

森林環境税の仕組み

県民税均等割額に下記の額を上乗せ（超過課税）して納めていただきます。

	個 人	法 人																		
納税義務者	● 県内に住所がある方 ● 県内に事務所、事業所または家屋敷を持っている方 前年の合計所得金額が一定額以下等により県民税均等割が非課税の方※には課税されません。	● 県内に事務所、事業所、寮等を持っている法人等																		
税 額	年額 500 円 ● 平成 24 年度から課税 県民税 1,000 円 市町村民税 3,000 円 ➡ 県民税 500 円 県民税 1,000 円 市町村民税 3,000 円	均等割額の 5 % <table border="1"> <thead> <tr> <th>資本金等の額</th><th>均等割額</th><th>5%相当額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 億円超</td><td>800,000 円</td><td>40,000 円</td></tr> <tr> <td>10 億円超～ 50 億円以下</td><td>540,000 円</td><td>27,000 円</td></tr> <tr> <td>1 億円超～ 10 億円以下</td><td>130,000 円</td><td>6,500 円</td></tr> <tr> <td>1 千万円超～ 1 億円以下</td><td>50,000 円</td><td>2,500 円</td></tr> <tr> <td>1 千万円以下等</td><td>20,000 円</td><td>1,000 円</td></tr> </tbody> </table> ● 平成 24 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度から課税	資本金等の額	均等割額	5%相当額	50 億円超	800,000 円	40,000 円	10 億円超～ 50 億円以下	540,000 円	27,000 円	1 億円超～ 10 億円以下	130,000 円	6,500 円	1 千万円超～ 1 億円以下	50,000 円	2,500 円	1 千万円以下等	20,000 円	1,000 円
資本金等の額	均等割額	5%相当額																		
50 億円超	800,000 円	40,000 円																		
10 億円超～ 50 億円以下	540,000 円	27,000 円																		
1 億円超～ 10 億円以下	130,000 円	6,500 円																		
1 千万円超～ 1 億円以下	50,000 円	2,500 円																		
1 千万円以下等	20,000 円	1,000 円																		
納税方法	● 住民税が給与から特別徴収されている方は、その中に含まれます。 ● それ以外の方は、市町村から送付される納税通知書により納めていただきます。	● 法人県民税の申告納付時に上乗せして納めていただきます。																		

※次の方には課税されません。

- ・ 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
- ・ 前年の合計所得金額が 125 万円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫の方
- ・ 前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の方

